

9 ねんきん きゅうふきん てあて 年金・給付金・手当について

しょうがいのある方やその家族の負担の軽減や生活の安定のために、ねんきん きゅうふきん てあてとうの制度があります。

(1) ねんきん 年金

しょうがいき そねんきん 障害基礎年金

たいしょうしゃ 【対象者】

- ・ 障害認定日（病気やけがにより初めて診察を受けた日から1年6月を経過した日、またはその期間中で障害の状態が固定した日）に国民年金法に定める障害の程度に該当する方、または障害認定日以後65歳になるまでの間に障害が重くなって該当するようになった方で、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上である方が対象となります。

また、令和8年3月31日までに初診日のある傷病による障害のある方については、この要件は満たされなくても、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がない場合には対象となります。

- ・ 20歳前に初診日のある傷病による障害のある方については、国民年金法に定める障害の程度に該当すれば、保険料納付要件にかかわらず20歳から支給されます。

【年金額】 1級：年額975,125円、2級：年額780,100円（平成31年4月現在の金額です。）

※物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

ちゅういじこう 【注意事項】

- ・ 身体障害者手帳や療育手帳とは異なる基準で認定されますので、障害基礎年金の1～2級は身体障害者手帳や療育手帳の等級とは異なります。
- ・ 障害の状態が悪化したり、良くなった場合は、提出していただく診断書により、障害の程度を認定し年金額が改定されます。

また、障害基礎年金・障害厚生年金を受けている方が、さらに別の病気やけがの障害により、1～2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けられる条件を満たした場合は、前後の障害をあわせて障害の程度を認定し、一つの障害基礎年金・障害厚生年金が支給されます。

【窓 口】 市町村国民年金担当課
年金事務所

- ・鳥取年金事務所 ☎ (0857)27-8311 FAX (0857)27-0942
 - ・倉吉年金事務所 ☎ (0858)26-5311 FAX (0858)26-1742
 - ・米子年金事務所 ☎ (0859)34-6111 FAX (0859)22-4842
- 日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

障害厚生年金

【対象者】

障がいの原因となった病気やけがの初診日において厚生年金保険の被保険者である方で、障害認定日の障がいの程度が障害基礎年金の1～2級または厚生年金保険法で定める障害程度（3級）に該当する方。

【年金額】

- ・年金を受ける方の障がいの程度、平均標準報酬及び被保険者期間に応じて算定されます。
- ・障害程度が1～2級に該当する場合は、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。
- ・物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

【注意事項】

- ・障害厚生年金を受けるためには、障害基礎年金の受給要件を満たしていることが必要です。
- ・障がい程度が3級に満たない方で一定程度以上の障がいのある方に対しては、障害手当金（一時金）が支給されます。
- ・障がいの状態が悪化したり、良くなった場合は、提出していただく診断書により、障がいの程度を認定し年金額が改定されます。

また、障害基礎年金・障害厚生年金を受けている方が、さらに別の病気やけがの障がいにより、1～2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けられる条件を満たした場合は、前後の障がいをあわせて障がいの程度を認定し、一つの障害基礎年金・障害厚生年金が支給されます。

【窓 口】 年金事務所

- ・鳥取年金事務所 ☎ (0857)27-8311 FAX (0857)27-0942
 - ・倉吉年金事務所 ☎ (0858)26-5311 FAX (0858)26-1742
 - ・米子年金事務所 ☎ (0859)34-6111 FAX (0859)22-4842
- 日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

ねんきんそうだん 年金相談・お手続きの際は **よやくそうだん 予約相談** をご利用ください。

よやくそうだん 予約相談の 8:30~18:00 (月曜日) ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の
 じっしじかんたい 実施時間帯 8:30~16:00 (火~金曜日) かいしょびしよにち 開所日初日に18:00まで予約相談を
 9:30~15:00 (第2土曜日) だいでんじつ 実施しています。

よやくの申し込みは「予約受付専用電話」へ! **0570-05-4890**
 <予約受付番号受付時間> 月~金 (平日) 8:30~17:15

(2) 給付金

特別障害給付金

こくみんねんきん 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がいのある方に対して給付金が支給される制度です。

【対象者】

- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
- 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1~2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

※障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

【支給金額】

障害基礎年金1級に相当する方：月額52,150円（支給金額は、平成31年4月現在の
 2級に相当する方：月額41,720円 金額です。）

物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

※障害者手帳の等級とは異なります。

【注意事項】

- ご本人の所得等に応じた支給制限があります。
- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給

付金は支給されません。

【窓 口】 市町村年金担当課
年金事務所

- ・鳥取年金事務所 ☎ (0857)27-8311 FAX (0857)27-0942
 - ・倉吉年金事務所 ☎ (0858)26-5311 FAX (0858)26-1742
 - ・米子年金事務所 ☎ (0859)34-6111 FAX (0859)22-4842
- 日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

(3) 手 当

特別障害者手当

【対象者】

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方。

【金額】 月額27,200円（2、5、8、11月に支給）

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・診断書（専門医によるもの）
- ・印鑑
- ・所得状況届（市町村の証明が必要）
- ・年金額を証明する書類

【注意事項】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。

※障がいの程度によって認定されない場合があります。

- ・ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- ・施設に入所している方、病院や診療所に3ヶ月以上入院している方は対象になりません。
- ・毎年、所得状況についての調べがあります。

【窓 口】 市町村福祉担当課、中・西部総合事務所の各福祉保健局

障害児福祉手当

【対象者】

重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方。

【金額】 月額14,790円（2、5、8、11月に支給）

【申請に必要なもの】

- 申請書
- 診断書（専門医によるもの）
- 印鑑
- 所得状況届（市町村の証明が必要）

【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。
※障がいの程度によって認定されない場合があります。
 - ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
 - 障がいを支給事由とする年金を受給している方や、施設に入所している方は対象になりません。
 - 毎年、所得状況についての調べがあります。
- 【窓口】 市町村福祉担当課、中・西部総合事務所の各福祉保健局

児童扶養手当

【対象者】

離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていないかあるいは父親または母親が重度障がいのある方である場合に、18歳の誕生日の前日の属する年度末まで（一定の障がい状態がある場合には、20歳未満）の児童を扶養している方。

【金額】 月額42,910円

所得に応じて最大で2人目10,140円、3人目以降1人当たり6,080円を加算

【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されません。
 - ※障がいの程度によって認定されない場合があります。
 - ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
 - 児童が施設に入所している場合は対象になりません。
 - 毎年、所得状況についての調べがあります。
- 【窓口】 市町村福祉担当課、県家庭支援課

心身障害者扶養共済制度

障がい児者を扶養している方（加入者）が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がいになった場合に、扶養されていた障がい児者に年金が支給される制度です。

【対象者】

加入者：65歳未満で健康な方。

障がい児（者）：1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方、知的障がい、精神障がいのある方。

【金額】

掛金：保護者の加入時の年齢により異なります。

年金額：1口につき月額20,000円（2口まで加入可）

【注意事項】 所得等によって、掛金が減額・免除される場合があります。

【窓口】 市町村福祉担当課、県障がい福祉課

特別児童扶養手当

【対象者】

身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者等。

【金額】 1級：月額52,200円、2級：月額34,770円（4、8、11月に支給）

【注意事項】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されません。

※障がいの程度によって認定されない場合があります。

ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。

児童が施設に入所している場合は対象になりません。

毎年、所得状況についての調べがあります。

【窓口】 市町村福祉担当課、県障がい福祉課